

宇美須恵都市計画地区計画の決定

(宇美町決定)

都市計画下宇美地区地区計画を次のように決定する。

名 称		しもうみ 下宇美地区地区計画		
位 置		宇美町大字宇美		
面 積		約 4.6 ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、県道福岡太宰府線沿線における郊外型商業施設の立地が多く見られる地域で、沿線における土地の有効利用と商業施設の集積により本町の商業の活性化を図ることを目的とする。		
	土地利用の方針	本地区を福岡太宰府線沿線地区と商業地区に区分し、福岡太宰府線沿線地区については住環境に配慮した沿線サービスとしての土地利用を図る。また、商業地区については、商業施設の集積を図る土地利用を推進する。		
	建築物等の整備の方針	建築物等の形態又は意匠等の規制を適正に行い、周辺住宅地への環境の悪化を防止し商業機能の維持増進と沿道施設の立地・誘導を行い利便性の高い商業施設の集積を図り本町商業の増進・活性化に努める。		
地区整備に関する事項	地区施設の配置及び規模	公共空地	幅 員 1.0 m	延 長 約 1,390 m
	建 築 区 分	地区名称	福岡太宰府線沿線地区	
		地区面積	約 1.6 ha	商 業 地 区 約 3.0 ha
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物は次の各号に掲げるものとする。 1 建築基準法別表第二(イ)項第一号から第三号及び第八号から第十号に掲げるもの 2 事務所 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 4 自動車車庫 5 作業場の床面積が50平方メートル以下の工場(自動車修理工場を除く。)で、危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの 6 作業場の床面積が150平方メートル以下の自動車修理工場 7 前各号の建築物に附属するもの 8 その他町長が地区計画目標達成のため必要と認めた建築物	建築することができる建築物は次の各号に掲げるものとする。 1 建築基準法別表第二(イ)項第一号から第三号及び第八号から第十号に掲げるもの 2 事務所 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 4 自動車車庫 5 倉庫業を営む倉庫 6 作業場の床面積が150平方メートル以下の工場(自動車修理工場を除く。)で、危険性や環境を悪化させるおそれの少ないもの 7 作業場の床面積が300平方メートル以下の自動車修理工場 8 カラオケボックスその他これに類するもの 9 マージャン屋、パチンコ屋 10 ゲームセンター 11 前各号の建築物に附属するもの 12 その他町長が地区計画目標達成のため必要と認めた建築物
建築物等の形態又は意匠の制限		1 建築物の外壁や屋根などの意匠、色彩等については、周辺環境の景観に調和したものとす。 2 屋外広告物であつてその表示が美観・風致を損なうおそれのあるものは、設置してはならない。		

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：商業施設の沿道利用と集積を図り、利便性を高め、本町商業の活性化を図るため、本案のとおり決定するものである。